

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 (効力発日) (注3)	署 名 者	告示日 (注4)
モルドバ	貧困農民支援に関する日本国政府とモルドバ共和国政府との間の交換公文	貧困農民への支援に力点をおいた食糧生産の増大に寄与するための農業物資及びその輸送に必要な役務の供与	230,000千円 H19.3.31まで	H19.1.11 キシニョフで (同日)	日本側 馬淵睦夫在モルドバ大使 モルドバ側 アナトル・ズロデニコ農業食品産業大臣	H19.1.23 33号
モルドバ	モルドバ共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とモルドバ共和国政府との間の交換公文	モルドバの経済の構造改善努力推進及び債務問題を含むモルドバの経済困難緩和に寄与するため、両政府の間関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金を贈与すること。 農業機械化訓練センター機材整備計画を実施するために必要な 1. 機材及びその据付けに必要な役務の供与 2. 車両及びその調達に必要な役務の供与 3. 上記1.及び2.の生産物の輸送に必要な役務の供与 4. 上記1.の機材及び2.の車両の操作指導に必要な役務の供与	300,000千円 -----	H19.3.5 キシニョフで (同日)	日本側 馬淵睦夫在モルドバ大使 モルドバ側 イーゴル・ドソソ経済貿易大臣	H19.3.15 139号
モルドバ	農業機械化訓練センター機材整備計画のための贈与に関する日本国政府とモルドバ共和国政府との間の交換公文		530,000千円 H20.11.11まで	H19.11.12 キシニョフで (同日)	日本側 馬淵睦夫在モルドバ大使 モルドバ側 アナトリエ・ズロデニコ農業食品産業大臣	H19.11.27 642号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成○年△月□日をH○△□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。